

No. 341

# 全 友

9/63

特別寄稿 / 自衛官合祀最高裁判決について 羽生雅則



## ロス大会の開会式場

## 仏光山西来寺

写真は、ロサンゼルス郊外にある仏光山西来寺。台湾などでみられる伝統的な伽藍建築であるが、しかし、底抜けに明るいカリフォルニアの太陽のもとにそびえるこの大寺院は、まさにアメリカ感覚。

駐車場には大きなアメリカ車が並び、芝生で

はスプリンクラーが水を放つ。本堂に入ると、真紅の座席、仏像のレリーフのほどこされた壁、そして華麗なシャンデリア。明るくてモダンな仏教がここにある。

来る11月20日の第16回世界仏教徒会議ロサンゼルス大会開会式は、この本殿で開催される。

全日本仏教会

# 都道府県仏教会代表者会議

## 五協議事項について審議



開かれた代表者会議

昭和六十三年度の都道府県仏教会代表者会議が、去る六月二十九日午前十一時半から、東京グランドホテルで開催された。  
白川事務総長挨拶、三帰依文唱和について、東京都仏教連合会の岩崎理事長を座長に選出、議事に入った。  
協議事項①今年度の税制の動向について

川島総務部長が、税制抜本改革に向けて審議を進めてきた自民党税制調査会の答申内容及び、答申が出されるに至った経過を詳細に説明した。つづいて長谷川顧問弁護士が、現在特に問題となっている各地の税務調査等について、具体例をあげ、報告を行った。

協議事項②第三十三回全日本仏教徒岐阜大会について  
来たる九月十日に開催が予定されている全仏大会に関し、野生司社会部長及び、岐阜県仏教会の加納会長より詳細な報告が行われた。また前日の九日に予定されているシンポジウム「医療と仏教の接点」のために実施されたアンケート調査について、加納会長が各県仏の協力に對し、お礼をのべた。

協議事項③ルンビニー復興について  
本会では、仏教文化財の保護を積極的に進めるために、左記のような「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書」を、去る八月三日、野口善雄全仏理事長名で、自由民主党文教部会、文教制度調査会、文教局へ提出した。

## 国宝などの保護対策

自民党へ  
要望書

加を要請した。  
協議事項④世界人権宣言四十周年記念行動について  
斎藤同和推進部長が、今後、各地で組織される地域実行委員会への協力を要請した。

杜多国際文化部長が、復興事業の現況及び、各加盟団体への勧募状況を報告した。また、来たる十一月下旬に予定されているWFBロサンゼルス大会への参加を要請した。

協議事項⑤都道府県仏教会の本会への負担金について  
剛山財務部長が、各県仏教会の負担金に関し、現状を詳細に説明した。つづいて、各出席者からそれぞれの仏教会の財政事情が報告され、「負担金に関し、はっきりした規準を決めてほしい」等の意見が、次々にのべられた。  
質疑応答の後、負担金の算定方法について、事務局で原案を作成し、各仏教会へ連絡することになった。

私ども所有者は、その自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。  
については、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のような各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望致します。

- 一、国宝、重要文化財の修理・管理・防災
- 二、伝統的建造物群の整備
- 三、文化財保存施設の整備
- 四、伝統技術の保存・振興

## 岐阜大会で記者会見

大手新聞社など15名



西本願寺での記者会見

第三十三回全日本仏教徒岐阜大会についての京都宗教記者クラブにおける記者

会見が、去る八月二十六日午後一時半より、浄土真宗本願寺派宗務所の会議室において行われた。  
記者会見には、大会実行委員長の加納博司岐阜県仏教会長と奥村典教大会事務

局長、事務局から野生司社会部長が出席。記者側は、朝日、毎日、読売、サンケイといった大手新聞社をはじめ十五名が出席した。  
記者会見では、「十万人のアンケート」

について質問が集中。「脳死についてどう思われるか」といったかななりつつこんな質問もなされ、医療問題を仏教界がどうとらえているかということに対する関心の高さが伺われた。

検討がおこなわれた。

諮問事項1については、まず全日本仏教会で取り組むべきものと、各加盟教団ごとに取り組むべきものとを明らかにすること。  
諮問事項2については、テーマは昨年同様「仏教徒の行動」とし、開催時期は十月を予定。具体的内容や日程については今後の委員会にて検討。

### 靖国神社公式参拝中止

## 総理大臣へ要望書提出

去る八月三日、野生司社会部長と川島総務部長は、自由民主党本部を訪ね、竹

下登自由民主党総裁・内閣総理大臣あての「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中

止の要請」を提出した。  
これは、本会が過去七回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（浅野秀慶委員長）が、理事長に答申したものである。

### 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、過去七回に亘り、「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志表明を行ってきました。

現在の靖国神社は、特定の基準をもつて合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

従いまして、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝をすることは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、もう一度思い起こしたいと思えます。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し

平和を祈念する日」がやってまいりますが、首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、強く要請いたしますのであります。

昭和六十三年八月

財団法人全日本仏教会

理事長 野口 善雄

内閣総理大臣

自由民主党総裁

竹下 登殿

## 第一回同和委員会ひらく

### 諮問事項三点について検討

本会主催の第一回同和委員会が、去る六月十七日午後一時より、京都の真宗大谷派宗務所会議室にて開催された。

まず、樟原宏朗師（浄土真宗本願寺派）の仮議長のもと、正副委員長の選出を行い、その結果委員長には蓮池瑞旭師（浄

土宗・同和推進事務局参与）、副委員長には久米一美師（真宗大谷派・同和推進本部事務部長）が選出された。  
続いて、白川全仏事務総長より、先般の理事会（五月二十六日）にて了承を得た同和委員長宛の諮問書が蓮池委員長に手渡され、諮問事項（別掲）についての

諮問事項3については、各委員が資料を持ち帰り、次回委員会にて検討することになった。

### 諮問事項

- 1 本会の当面する課題 ①業論 ②旃陀羅の解釈 ③教団における差別構造
- ④差別戒（法）名 ⑤差別図書 ⑥加盟団体への啓蒙、啓蒙 ⑦取り組み体制の促進）について本会の果たすべき役割を明確にし、それを実施する為の具体的方策の立案。
- 2 本年度同和研修会の企画・実施計画の立案
- 3 『第二回差別問題と業論』について加盟教団よりの回答集』の取り扱いについて。

※なお副委員長に選出された久米一美師（真宗大谷派）は、その後宗派の人事移動により退任されたため、後任として、第二回同和委員会にて、本門仏立宗の加藤現崇師が選出された。

# 第16回世界仏教徒会議ロサンゼルス大会

第16回世界仏教徒会議が、今秋11月ロサンゼルス市で開催されるはこびとなりました。アメリカ大陸で初めて開催されるこの大会には、本会の大谷光真会長（浄土真宗本願寺派御門主）をはじめ、諸宗派より多数の代表者が出席され、世界各国の仏教徒と友好を深める予定です。

さらに、この地で開教に献身されている開教使の方々や日系人信徒の方々との交流の機会も持ちたいと考えております。世界屈指の景勝の地であるアメリカ西海岸で催される、この意義ある大会に一人でも多くの方がご参加下さいませよう、お誘い申し上げる次第であります。

財団法人 全日本仏教会  
理事 長野 口 善雄

詳細については  
全日本仏教会 国際文化部  
TEL.03(437)9275  
又は  
日本交通公社 団体旅行東京中央支店  
TEL.03(257)8421  
にお問い合わせ下さい。

| 日程 | 月日(曜)     | 地名       | 現地時間 | 交通機関   | 予定   | 宿泊地      |
|----|-----------|----------|------|--|--|----------|
| 1  | 11月19日(土) | ロサンゼルス   | 昼頃   | 航空機<br>JAL<br>(予定)                                   | 国際日付変更線通過……<br>着後：市内観光(チャペル・ニース・シカゴ、ハリウッドポイントなど)後、ロサンゼルス仏教各宗連合会との交歓会 | ロサンゼルス   |
| 2  | 11月20日(日) | ロサンゼルス   |      | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ロサンゼルス   |          |
| 3  | 11月21日(月) | ロサンゼルス   | 午前   | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ロサンゼルス   |          |
| 4  | 11月22日(火) | ロサンゼルス   | 午前   | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ラスベガス  |          |
| 5  | 11月23日(水) | ラスベガス    | 午前   | 航空機  | 着後：市内観光(フレイミンゴ、ラスベガス、自由行動)<br>夜：ラスベガスにてディナーショー                       | サンフランシスコ |
| 6  | 11月24日(木) | サンフランシスコ | 午前   | 航空機  | 1日：モンレー・カーミル観光   | サンフランシスコ |
| 7  | 11月25日(金) | ロサンゼルス   | 午前   | 航空機<br>JAL<br>(予定)                                   | 国際日付変更線通過……  | 機中       |
| 8  | 11月26日(土) | 東京(成田)着  | 午後   |  |  |          |

| 日程 | 月日(曜)     | 地名       | 現地時間 | 交通機関   | 予定   | 宿泊地      |
|----|-----------|----------|------|--|--|----------|
| 1  | 11月19日(土) | ロサンゼルス   | 昼頃   | 航空機<br>JAL<br>(予定)                                   | 国際日付変更線通過……<br>着後：市内観光(チャペル・ニース・シカゴ、ハリウッドポイントなど)後、ロサンゼルス仏教各宗連合会との交歓会 | ロサンゼルス   |
| 2  | 11月20日(日) | ロサンゼルス   |      | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ロサンゼルス   |          |
| 3  | 11月21日(月) | ロサンゼルス   | 午前   | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ロサンゼルス   |          |
| 4  | 11月22日(火) | ロサンゼルス   | 午前   | 専用バス<br>ロサンゼルス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。 | ラスベガス  |          |
| 5  | 11月23日(水) | ラスベガス    | 午前   | 専用バス<br>ラスベガス・サンフランシスコ<br>二カ観光<br>A・B・Cの3つからお選び下さい。  | サンフランシスコ   |          |
| 6  | 11月24日(木) | サンフランシスコ | 午前   | 航空機  | 1日：モンレー・カーミル観光   | サンフランシスコ |
| 7  | 11月25日(金) | ロサンゼルス   | 午前   | 航空機<br>JAL<br>(予定)                                   | 国際日付変更線通過……  | 機中       |
| 8  | 11月26日(土) | 東京(成田)着  | 午後   |  |  |          |
| 9  | 11月27日(日) | 東京(成田)着  | 午後   |  |  |          |

# 法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

(質問) 私の寺では寺院収入だけでは暮らしていけないため、中学の教師をしています。寺としての収入はほとんど近隣寺院の役僧としての収入ですが、税務調査の折、税務署員がいうには「これらは全部住職本人が外で稼いだお金なのだから剰余金はボーナスとしてもらってしまいなさい。だいたいこの寺は檀家が維持している体裁になっていない。なにも住職が自分で稼いだ金で寺を維持することはないでしょう」というわけですか。どのような対処したら良いでしょうか。

(静岡県R寺)

(回答) 全国八万箇寺あるといわれる寺院のうち、相当数が住職の個人収入

によって維持されていると思われ、住職が他の仕事で得た収入によって本堂庫裡等を修繕しなければ維持していけないお寺にとって、法人は法人、個人は個人なのだから、法人と個人の経理を峻別せよと急にいわれても、とまどいを覚えられる気持ちは良くわかります。しかし、これからは、右の区別をきちんとすることが肝要です。そして、寺に剰余金が残ったら、それこそ、次期以降の為に繰り越して、寺の為に使用すべきで、それを住職個人がボーナスとして使ってしまうことはもってのほかでしょう。剰余金なくして次期

## 教員収入と寺の維持費

以降どのようにして寺を維持管理していくのか、また住職の個人資産や個人収入に頼ることになり、それこそ公私混同となってしまいます。

昭和三十年代に、寺の収入の三分の一以上を給料に廻してはいけないという指導がなされたことがあると聞いています。宗教法人は社団としての性格と財団としての性格をあわせてもっており、財産的基盤を強固にし、それによつて宗教本来の活動を維持せよというのが指導の主旨だろうと思われ、目的はそのとおりですが、これはあま

り現実的でなくたちぎえになったそうです。しかし、この考え方自体は決して忘れてはならない重要なことですが、そもそも住職にボーナスを出すか出さないかは税務署の職員が云々すべきことではありません。寺側で全く自由に決められることですから、この点からも税務職員の越権行為といわねばなりません。

受け入れてきたからでした。布施収入を寺の収入としなければ給与が払えない寺が大半だからです。しかし、それでもなお貴寺のように住職の生活を満足させるだけの給与を払う財源がお寺にないときは、住職は外に働きに出なければなりません。維持管理にあてる費用もないときは、個人収入をあてるしか方法がないことは前述のとおりです。

お寺の維持管理のために個人財産を使用するときは、公私を区別するという点から、住職がお寺にお金を貸すと

いうことを後日の為にはつきりさせておくことです。責任役員会や総代会での議事録を作成しておくとか、契約書を作っておくとかします。お寺から利息をもらわなければ利益相反行為にもなりませんので仮代表役員を選任する必要もありません。この寺への貸付金は永久に返してもらえないかもしれませんが、お寺から返してもらおうことができず、お寺に貸し付けたことを前に述べたような証拠として残しておきませんと、返済されたお金はお寺からの給与だと認定される危険がありますので、気をつけて下さい。

## 本誌の転載について

社会部まで連絡を

最近、加盟団体の機関紙誌等に、本誌の記事が転載されるケースが増えていきます。特に「法律相談室」等、税務に関する記事の転載が多いようですが、本誌を転載する場合は、次のようにお問い合わせ下さい。

- ① 全仏文化部まで、転載する旨、ご連絡下さい。
- ② 筆者の了解を求めて下さい。
- ③ 転載されました記事については、各紙誌にその旨、明記下さい。
- ④ 転載紙誌を、全仏社会部宛にお寄せ下さい。

# 自衛官合祀最高裁判決について

弁護士 羽生 雅 則

## 一、はじめに

公務中の交通事故で自衛官の夫を亡くしたクリスチャンの妻が、「夫を勝手に護国神社に合祀（ごうし）するように申請した自衛隊職員は、憲法が保障する信教の自由や政教分離の原則に違反する。」と主張していた「自衛官合祀訴訟」で、最高裁判所は六月一日下級審の違憲判決を取り消して、妻の請求を棄却する逆転判決を下しました。

昭和五十二年の「津地鎮祭訴訟」に次いで、最高裁判所大法廷がなした宗教にかかわる重要な判決ですので、その意味するものについて考えてみたいと思えます（なお、以下の文中意見にわたる部分は私の個人的見解です）。

## 二、判決理由（公務員の宗教的活動）

判決理由の骨子は三つほどあって、第一は、護国神社に対して合祀の申請をしたのは自衛隊OBでつくられている「隊友会」県支部であって、現職の自衛隊職員がなした関与は補助的なものに過ぎない。第二は、右関与行為は「津地鎮祭訴訟」の最高裁判決が判示する目的効果基

準（目的が宗教的意義をもち、効果が宗教に対する援助、促進又は圧迫、干渉になるかどうか）に照らして、憲法二〇条三項が禁じている公務員の宗教的活動とまではいえない。第三に、信教の自由の保障は、他者の宗教上の行為に対し、それが強制や不利益を付与しないかぎり寛容であることを要請している、というものです。

ところで、判決というものは原告（妻）が被告（国）に対して求めている訴に対応して、その可否を判断するのに必要な限度で示されるものですから、この最高裁判決も自衛隊職員の前記行為について国に対する損害賠償（国家賠償）の請求までは認められない、との部分に判例としての意味があるのであって、訴訟の当事者にはなっていない「護国神社」がなした合祀や隊友会がなした合祀申請行為自体についての当否に直接判断が下されたわけではありません。

## 三、補足意見（公務員の宗教的中立性）

最高裁の判決には、多数意見に加わった裁判官が、共同の意見として述べられ

たところにつけ加えて自己の意見を述べた「補足意見」が付されることがありますが、この判決でも七名の裁判官が「補足意見」を付しており、その中で次のように述べられている点に留意すべきだと思います。

すなわち、「公務員の職務遂行に当っては、必要以上の宗教とのかかわり合いを慎んで宗教的中立性を堅持」すべきであり、合祀申請に至る過程での前記自衛隊職員の行為は「間接的であるとはいえず、宗教とのかかわり合いをもつものであり」……「より慎重であることが望ましかったといわなければならない」。また、合祀後のある自衛隊職員が「護国神社は公の宗教であり、日本人は家庭での宗教とは別に公には護国神社に祀られるのが当然」との言動は「宗教的中立性に疑惑を招きかねず、行き過ぎの感を免れず、公務員としては自粛が求められるところといわなければならない」。

## 四、反対意見（少数者の人権）

本判決の結論に対して、「反対意見」を述べた裁判官は一名でした。しかし、宗教や良心にかかわる事柄は、その本質

上多数決原理では押し切れない面がありますから、憲法学者でもある伊藤裁判官が「本件において、被上告人は宗教上の潔癖感が余りにも強いという批判もありうるかもしれない。しかしそこに少数者にとって守られるべき利益があるというべきである」と「反対意見」の中で述べている点にも十分思いをめぐらせることが大切だと思います。

## 五、本判決と靖国神社公式参拝との関係

以上述べてきたことから考えてみても、この判決は決して首相・閣僚の靖国神社公式参拝にお墨付きを与えたものではありません。

本判決は、津地鎮祭判決の目的効果基準を踏襲しておりますが、それによれば公務員の宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たってのメルクマールとして、まず第一に「当該行為の行われる場所」を挙げ、「行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断」すべきであるとしているのです。この基準からしても、参拝が行われる場所が宗教施設である靖国神社の本殿であることからも、また拝礼するのが一国の代表とも言うべき首相・閣僚であって、その一般への効果、影響の大きさからも、場所が体育館の建築現場（津地鎮祭）であったり、自衛隊地方連絡部の一職員の「事務的な協力」（本件）である場合とは同等に論ずることができないことは明らかです。だからこそ、津地鎮祭判決のなされた

昭和五十二年以後も、歴代の法制局長官でさえ(昭和六十年までは)公式参拝は違憲の疑いが濃厚であるとの見解を表明していたのです。

ですから、毎年全日本仏教会が声明を発表しております「靖国神社公式参拝中止の要請」の内容には、この判決が下されたことよって変更しなければならな

# 全仏の各種委員会

## 正副委員長の顔ぶれ

全仏各種委員会とは、この春から新しい委員によって運営されておりますが、各委員会の委員長、副委員長が各々選出されましたので御紹介いたします。

### ○ 信教の自由に関する委員会

(7月27日・第一回委員会にて選出)  
委員長・浅野秀慶(浄土真宗本願寺派)  
副委員長・小山栄雅(真言宗智山派)

### ○ 税務委員会

(7月28日・第一回委員会にて選出)  
委員長・藤岡覚量(真宗大谷派)  
副委員長・志村慎吾(神奈川県仏教会)

### ○ 同和委員会

(6月7日・第一回委員会/7月21日・第二回委員会にて選出)  
委員長・蓮池瑞旭(浄土宗)  
副委員長・加藤現崇(本門仏立宗)

い点はないものと考えます。むしろ、前述した本判決の「補足意見」は、右「要請」の論拠にさえなりうるものと思われるます。

(羽生弁護士は、真言宗豊山派寺院の主任職で、本会の税務委員、信教の自由に関する委員会委員を務めておられます)

○ ルンビニー復興日本仏教徒委員会  
(昨年9月10日・第一回委員会にて選出)

委員長・川井匡俊(浄土宗)  
副委員長・岩崎宗秀(東京都仏教連合会)

### 委員の変更や追加

全仏各種委員会の委員名につきましては、本誌五月号に掲載いたしました。その後委員の変更や追加がありましたのでお知らせいたします。

### ◇ 信教の自由に関する委員会

・北川智城師(高野山真言宗) ↓ 中山弘之師(高野山真言宗)  
・委員に、長谷川正浩師(弁護士)と羽生雅則師(弁護士)の二名を追加。

### ◇ 税務委員会

### 哀 悼

北河原公典師(元全仏副会長)  
七月三十日、七十二歳で遷化  
華厳宗大本山東大寺長老  
前華嚴宗管長

・北川智城師(高野山真言宗) ↓ 中山弘之師(高野山真言宗)  
・大島俊明師(浄土真宗本願寺派) ↓ 藤井映月師(浄土真宗本願寺派)  
◇ 同和委員会  
・久米一美師(真宗大谷派) ↓ 相良晴美師(真宗大谷派)  
・委員に、大倉律現師(念法真教)と加藤現崇師(本門仏立宗)の二名を追加

## 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

## 株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)  
電話 代表(841) 4965

## 現代人にとって仏教とは何か？ 金岡仏教学の全容を集成

- 体裁 四六判・上製カバー装  
● 揃定価 七三〇〇円(各二四〇〇円)  
● 第一期全5巻の内容
- ① ころの時代と仏教  
ころの時代と仏教/仏教と現代/人の力、仏の力/仏教の人生観/仏教とお墓
- ② 仏院とその弟子  
釈尊/阿難/目連/舍利弗/周利槃特
- ③ 日本仏教の宗祖たち  
聖徳太子/最澄/空海/法然/親鸞/日蓮/道元
- ④ 仏教の旅 日本篇(上)  
東大寺/法隆寺/高野山金剛峰寺/比叡山延暦寺/知恩院/西本願寺/東本願寺ほか
- ⑤ 仏教の旅 日本篇(下)  
永平寺/久遠寺/万福寺/西大寺/四天王寺/興福寺/東寺/三井寺

【全巻予約受付中】(定数に達し次第)  
A 全30巻一括特価 一六〇〇〇円  
B 全30巻分割特価 一七〇〇〇円  
C 第一期一括特価 一〇〇〇〇円

目録 進呈  
善本社  
東京都千代田区神田神保町一の八  
電話 東京〇三二九四一五三七  
振替 東京九一一一九五五七七

昭和63年9月1日

# 第八回同和研修会

10月21、22日  
芝増上寺で

本会主催による第八回同和研修会は「仏教徒の行動―差別からのめざめ」をテーマに左記の通り開催いたします。どうぞ奮って御参加下さい。

○日時 昭和63年10月21日(金)・22日(土)

○会場

浄土宗大本山増上寺(東京・芝公園)

○プログラム

基調講演A「解放を問われつづけ

講師/林 力・九州産業大学教授

基調講演B「近代の部落差別と仏教」

講師/柏原祐泉・大谷大学名誉教授

これらの講演をもとに「分散会」「全体会」等を行なう予定です。

○参加費

一万円(一泊二食・資料代含む)

※今回は基調講演のみの受講もできます。(受講費千円)

お申し込み・お問い合わせは全仏事務局同和推進部まで御連絡下さい。

○三(四三七)九二七五

## 『事務局長録事』

―(七月)―

一日 曹洞宗差別戒名法要参列

同日 同和正副委員長会議(京都)

四日 日宗連理事会出席

六・七日 同宗連研修会出席(津)

八日 局内会議

十一日 世界人権宣言四十周年実行委員会出席(京都)

十八日 東京都仏教連合会総会出席

二十一日 第二回同和委員会

二十二日 局内会議

基本法実行委員会と同宗連との懇親会出席

二十三日 世界人権宣言四十周年実行委員会出席

昭和六十三年九月一日発行  
九百号 第三四一号

二十四・二十八日 WFBロサンゼルス大会打ち合わせ(ロサンゼルス)

二十九日 医療と宗教を考える会出席

―(八月)―

四日 比叡山宗教サミット一周年式典出席

十日 局内会議

十八・二十八日 ルンビニー視察

二十五日 第33回全日本仏教徒岐阜大会

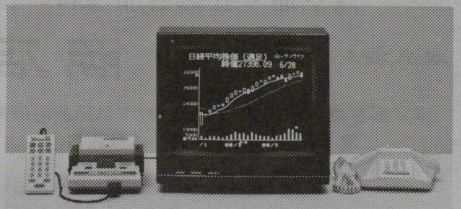
檀信徒大会出席(瑞浪市)

三十一日 第三回同和委員会

おわび 全仏七月号署中広告にて、真宗大谷派の参務「菅原鈞」は「菅原鈞」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

発行人 白川 良純 発行所

ファミコンで、リアルタイムの株式投資。  
時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



## 山一のサンライン

## 山一証券

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎(局番なし) 0120-001234

※平日/8:30-17:00  
※土曜(第2・3を除く)/8:30-12:00

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1  
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏書に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一証券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券  
サンラインF-III  
全 仏

財団法人 全日本仏教会

〒一〇五

東京都港区芝公園四一七―四  
電話 (03)四三七九二七五